

信州大学の「入学料免除」及び「入学料徴収猶予」の制度について

(1) 制度概要

入学料免除 (大学院入学許可者のみ申請可)	<p>注：学部生向けの入学料免除制度は、高等教育修学支援新制度（給付奨学金・入学料減免・授業料減免）に一本化されており、大学独自の入学料免除は実施しておりません。まずは高等教育修学支援新制度の概要をご確認ください。なお、徴収猶予は申請可能です。</p> <p style="text-align: center;">大学院入学者</p> <p>次の①～④のいずれかに該当する場合、入学料の全額又は半額が免除される制度です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>申請事由</th> <th>事由詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>経済的理由</td> <td>本学の定める家計基準（※1）を満たすことにより、入学料を納付することが困難であると認められる場合</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>生計維持者死亡</td> <td>入学前1年以内において生計維持者（原則父母）が死亡し、入学料を納付することが困難であると認められる場合であって、本学の定める家計基準（※1）を満たす場合</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>災害 半壊・床上浸水以上</td> <td>入学前1年以内において本人もしくは生計維持者が地震・火災・風水害等の災害を受けた等特別な理由により、入学料を納付することが困難であると認められる場合</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>特例災害 半壊・床上浸水以上</td> <td>本人もしくは生計維持者が「東日本大震災（2011年3月11日）」、「熊本地震（2016年4月14日）」、「2018年豪雨（5月20日～7月10日）」、「北海道胆振東部地震（2018年9月6日）」、「2019年豪雨（8月13日～9月24日）」、「2019年台風19号」又は「能登半島地震（2024年1月1日）」の災害を受け経済状況が悪化し、入学料を納付することが困難であると認められる場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 入学料免除の家計基準・・・申請者本人及び生計維持者（原則父母2名）のそれぞれの「合計所得金額（千円未満切り捨て）」から「所得控除合計（千円未満切り捨て）」を差し引いた額（0円未満の場合は0円）の合計額が100万円以下を基準とします。各金額は市区町村発行の所得・課税証明書等で確認できます。</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入学料免除は、本学が定める基準を満たす申請者の中から予算の範囲内で選考のうえ、免除者を決定します。 ・ 入学料免除申請者が入学料徴収猶予の基準を満たす場合で、入学料の全部又は一部の支払いが発生した際は、入学料徴収猶予を許可します。 </div>		申請事由	事由詳細	①	経済的理由	本学の定める家計基準（※1）を満たすことにより、入学料を納付することが困難であると認められる場合	②	生計維持者死亡	入学前1年以内において生計維持者（原則父母）が死亡し、入学料を納付することが困難であると認められる場合であって、本学の定める家計基準（※1）を満たす場合	③	災害 半壊・床上浸水以上	入学前1年以内において本人もしくは生計維持者が地震・火災・風水害等の災害を受けた等特別な理由により、入学料を納付することが困難であると認められる場合	④	特例災害 半壊・床上浸水以上	本人もしくは生計維持者が「東日本大震災（2011年3月11日）」、「熊本地震（2016年4月14日）」、「2018年豪雨（5月20日～7月10日）」、「北海道胆振東部地震（2018年9月6日）」、「2019年豪雨（8月13日～9月24日）」、「2019年台風19号」又は「能登半島地震（2024年1月1日）」の災害を受け経済状況が悪化し、入学料を納付することが困難であると認められる場合
		申請事由	事由詳細													
①	経済的理由	本学の定める家計基準（※1）を満たすことにより、入学料を納付することが困難であると認められる場合														
②	生計維持者死亡	入学前1年以内において生計維持者（原則父母）が死亡し、入学料を納付することが困難であると認められる場合であって、本学の定める家計基準（※1）を満たす場合														
③	災害 半壊・床上浸水以上	入学前1年以内において本人もしくは生計維持者が地震・火災・風水害等の災害を受けた等特別な理由により、入学料を納付することが困難であると認められる場合														
④	特例災害 半壊・床上浸水以上	本人もしくは生計維持者が「東日本大震災（2011年3月11日）」、「熊本地震（2016年4月14日）」、「2018年豪雨（5月20日～7月10日）」、「北海道胆振東部地震（2018年9月6日）」、「2019年豪雨（8月13日～9月24日）」、「2019年台風19号」又は「能登半島地震（2024年1月1日）」の災害を受け経済状況が悪化し、入学料を納付することが困難であると認められる場合														
<p style="text-align: center;">学部・大学院入学者</p> <p>以下に該当する場合、入学料の支払期限が一定期日まで延期される制度です。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>申請事由</th> <th>事由詳細</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>経済的理由</td> <td>本学の定める家計基準（※2）を満たすことにより、納付期限までに入学料を納付することが困難であると認められる場合</td> </tr> </tbody> </table> <p>※2 入学料徴収猶予の家計基準・・・申請者本人及び生計維持者（原則父母2名）のそれぞれの「合計所得金額（千円未満切り捨て）」から「所得控除合計（千円未満切り捨て）」を差し引いた額（0円未満の場合は0円）の合計額が400万円以下を基準とします。各金額は市区町村発行の所得・課税証明書等で確認できます。</p>		申請事由	事由詳細	①	経済的理由	本学の定める家計基準（※2）を満たすことにより、納付期限までに入学料を納付することが困難であると認められる場合										
	申請事由	事由詳細														
①	経済的理由	本学の定める家計基準（※2）を満たすことにより、納付期限までに入学料を納付することが困難であると認められる場合														
入学料徴収猶予																

(2) 申請方法

Step 1. 「入学料免除・徴収猶予願」の提出

他の入学手続書類とともに、「入学料免除・徴収猶予願」及び添付書類を各学部、研究科、専攻の入試事務室にご提出ください。(入学料納付確認書(A票)の提出は不要です。)

➤ **「入学料免除・徴収猶予願」**

「入学料免除・徴収猶予願」の様式は信州大学ホームページ《メニュー学生生活 ⇒授業料免除・奨学金⇒[申請様式ダウンロード](#)》からダウンロードしてください。

Step 2. 「家計調書」及び添付書類の提出

「申請のしおり」を信州大学学生総合支援センターの[ホームページ](#)からダウンロードし、申請期間内に「家計調書」及び添付書類を提出してください。申請期間及び提出方法は「申請のしおり」で確認してください。

日本人学生と私費外国人留学生の提出書類は異なりますので、ダウンロード時にご注意ください。

<「申請のしおり」のHP掲載時期>

4月入学者用：入学前の1月下旬頃

10月入学者用：入学前の6月下旬頃

注1 「家計調書」及び添付書類を全て提出しなければ申請手続は完了しません。書類を期日までに提出できない場合や、入学を辞退する場合には、直ちに入学料を納付していただきますので、十分考慮のうえ申請してください。

注2 入学料免除等の申請手続が完了した方は、選考結果が決定するまで入学料の支払いが猶予されません。決定前に入学料を納入した場合は、申請を取り下げたものとみなしますので、入学する学部、研究科、専攻の入試事務室に入学料を納入した旨をお知らせください。

注3 入学料免除の申請には入学料徴収猶予の申請を含みますので、入学料免除を申請した方が入学料徴収猶予の基準を満たしている場合は、入学料徴収猶予が許可されます。